

事業者の皆様へ

事業系ごみの適正処理と減量化 (マニュアル)

事業所から排出されるごみは、
事業者自らの責任において適正に処理しなければならない
と法律で定められています。
正しく廃棄物を処理しましょう！



「事業系ごみ」とは？

営利、非営利を問わず、「すべての事業活動で発生するごみのことです。

学校や公民館、病医院、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店から発生するごみも「事業系ごみ」となります。

1. 事業者の責務

豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 【抜粋】(平成 12 年 3 月 10 日条例第 22 号)
(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業系廃棄物(事業系一般廃棄物を含む。)を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(1) 自己責任

事業系活動に伴って生じたごみは、自らの責任で処理すること

(2) 市政策への協力

ごみの減量、適正処理について、国や市の施策に協力すること

(3) 3R の推進

ごみの発生抑制、再利用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図ること

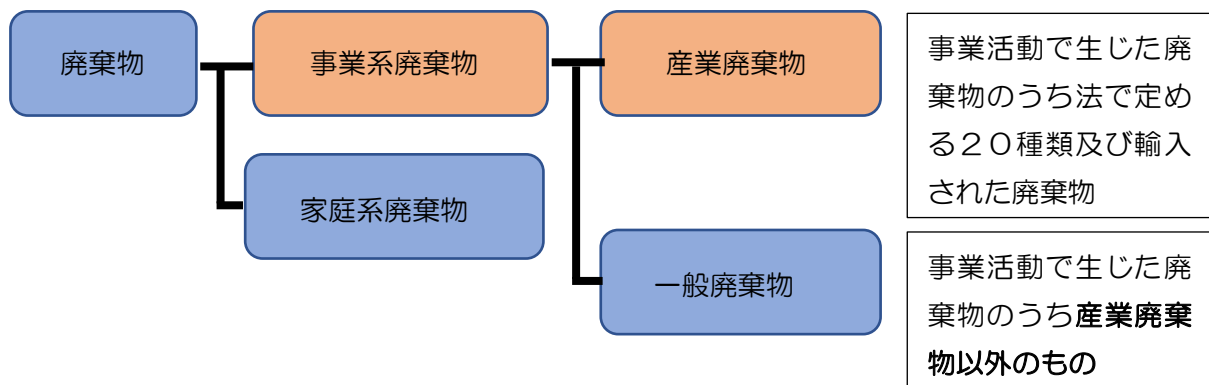
【責任】

※ 適正に処理するとは、法に定める処理基準に従って自己処理することや委託基準に従って委託処理することを指します。

※ 委託処理する場合、排出事業者は委託先が適切な許可を持つ者であること、適正に処理がされるかを確認して契約しなければなりません。

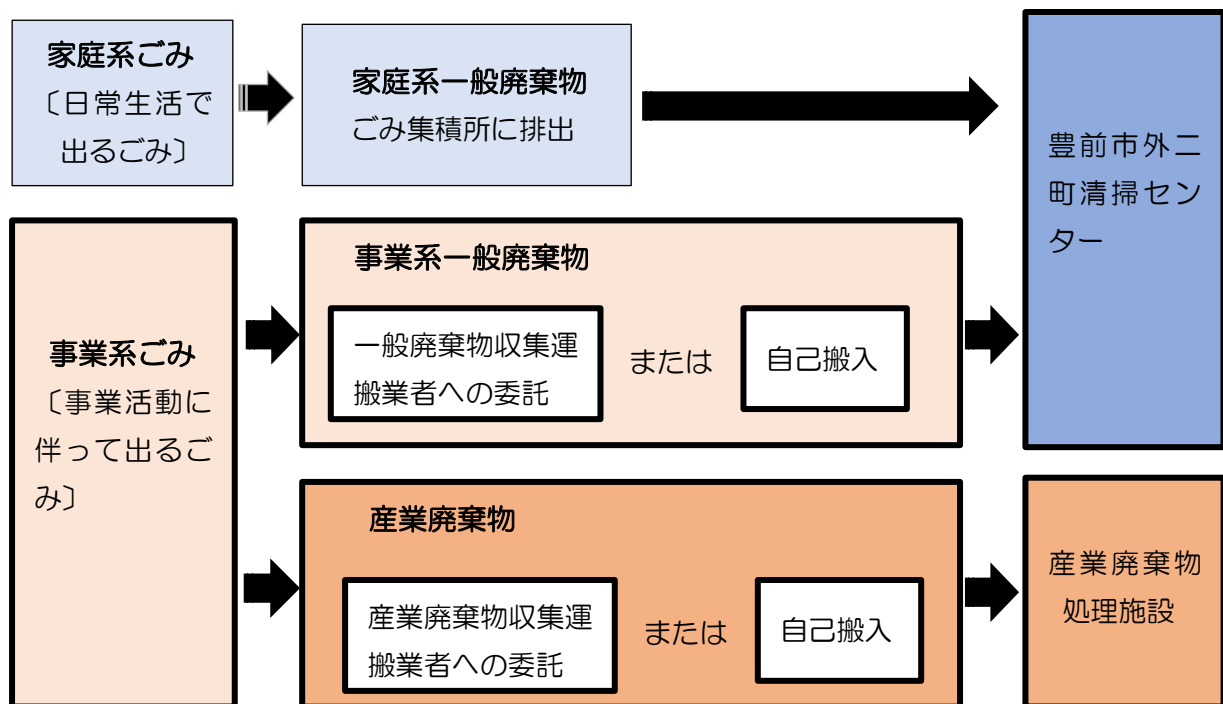
2. 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができない為に不要となった固形又は液状のものをいいます。



※ 上記に加えて産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある正常を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」と指定されます。

2. 事業系ごみの処理方法



- ・ 「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」は分けて出してください
- ・ 「一般廃棄物」と「産業廃棄物」は分別し、適正に処理してください

※ 廃棄物処理法上の適正処理のルールを守らないと罰則を受ける場合があります。

※ 原則、事業活動に伴って生じる廃棄物は家庭系ごみの集積しておく所定の場所（ステーション）に出すことはできません。その行為については不法投棄とみなされますので絶対に行わないでください。

産業廃棄物と処理について

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

産業廃棄物は市では処理できません

産業廃棄物は事業者自ら処分しなければなりません。処理を委託する場合は、県の許可を受けてる業者と契約してください。

事業系廃棄物と処理について

(例)

- ・飲食店及び店舗等から出る生ごみ、紙くずなど
- ・事務所等から出る茶殻、紙くず、ティッシュなど



※生ごみ・紙くずは特定の事業活動によっては産業廃棄物となります。

〔例：食品製造業・製本業など〕

※産業廃棄物でも家庭から出るごみと性状が同質で商店や事務所等から出る少量のものであれば一般廃棄物として市で処理できるものがあります。

〔例：プラスチック類、ビン・缶類〕

(1) 一般廃棄物処理業者との契約により処理する方法

- ・一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市の許可を受けてる業者と契約しなければなりません。業者に依頼すると、契約に基づく処理費用は必要となります。
- ・連絡する場合は、事前に収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを調べておくスムーズに契約が行えます。

(2) 事業者自ら豊前市外二町清掃センターに持ち込む方法

- ・持ち込めるものは、家庭から出るごみと性状が同質で、商店や事務所等から出る少量のものです。持ち込む際は、必ず事前に施設へ連絡してください。業種、ごみの種類、重量を確認します。
- ・有害ごみは搬入できません。